

ち い き せ い か つ      あ ん し ん  
地域生活を安心して

つ づ      け い か く  
続けるために「計画」  
た  
を立てましょう。



～サービス等利用計画の作成のご案内～

## サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは？

しょうがいふくし サービス受給者証や通所受給者証を持っている人や、これからサービスを使う人が、地域で安心して生活を続ける上で必要となる、さまざまなサービスを上手に使うためにつくる計画です。平成24年4月より、障害福祉サービス（または児童通所支援）を利用する人すべてが、利用計画をつくることになりました。

## どうやって、利用計画を作成するの？

- ①指定特定相談支援事業者と、相談支援を受けるための契約をします。  
(別紙の指定特定相談支援事業者一覧から、好きなどころを選べます)
  - ②どんなサービスを使いたいのか、どんな生活をしたいのか、相談支援専門員とお話しします。
  - ③相談支援専門員が、サービス等利用計画案（または障害児支援利用計画案）をつくりまます。
- ※サービス等利用計画・障害児支援利用計画をつくるために、お金はかかりません。

## 指定特定相談支援事業者・相談支援専門員とは？

指定特定相談支援事業者は、①利用計画の作成 ②利用するサービス提供事業者との連絡調整 ③利用計画の定期的な見直しを行う役割があります。相談支援専門員は、特定相談支援事業を行っている相談支援事業所に所属し、主に上記の3つの相談支援を行います。

とうりようけいかく  
サービス等利用計画Q&A



Q1. 指定特定相談支援事業者と  
どうやったら契約ができますか？

A1. まずは、お電話やFAXで「サービス等利用計画を  
作成したい」とお伝えください。  
後日、ご自宅へ伺わせていただいたとき、  
サービスの内容や契約についてご説明します。



Q2. どうやって指定特定相談支援事業者を  
選ぶと良いですか？

A2. 今までに相談したことがある相談支援事業所、家から  
近いところ・・・などご希望の事業所をお選びください。  
「どの事業者にお願いしたら良いのか分からない」  
などの理由でお困りの場合には、市役所へお問い合わせください。  
指定特定相談支援事業者との連絡調整などの支援を行います。



Q3. 計画をつくと、どんな良いことが  
ありますか？

A3. 相談支援事業所が、サービス内容の説明や、  
あなたに合ったサービスの組み合わせを提案します。  
また、計画に基づいて、関係者（家族、地域、  
サービス事業者、学校など）が情報共有すること  
で、同じ目標を持って支援を行うことができます。



しょうがいふくし サービスの利用・サービス等利用計画についてのご相談・お問い合わせは  
横須賀市役所 福祉部 障害福祉課

(TEL) 046-822-8249 (FAX) 046-825-6040